

## 【 除却工事補助金 】 手続きの流れ

※交付申請は11月30日まで ※完了報告は2月末まで（最終期限）

※補助金の交付決定前に契約、着手されたものは、補助金の交付はできませんのでご注意ください。

- 昭和56年5月31日以前に建築確認を受けた木造住宅
- ①事前相談 ○床面積50㎡以上⇒木造1階建ての場合は注意してください。  
○補助対象者：対象建築物を所有する個人で直近の合計所得が1,200万円以下

②補助金交付申請（様式第1号） 必要書類を添えて交付申請書を提出してください。

約1週間

補助金交付決定通知書の送付（様式第4号、様式第9号同封）

③工事の着手 交付決定通知書が届きましたら、工事の契約・着手に取り掛かってください。

④着手届の提出（様式第4号）

工事が始まりましたら、添付書類（請負契約書の写し）を添えて着手届を提出してください。

⑤完了報告書の提出（様式第9号）

工事完了後、必要書類を添えて速やかに報告書を提出してください。

約1週間

補助金交付額確定通知書の送付（様式第11号同封）

⑥補助金交付請求書の提出（様式第11号）

交付額確定通知書が届きましたら、必要事項を記入、押印のうえ請求書を提出してください。

通知文書の送付

⑦補助金のお支払い